

大和市告示第35号

大和市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月13日

大和市長 古谷田 力

大和市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援要綱の一部を改正する要綱

大和市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援要綱（平成21年大和市告示第88号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「被害者等」という。）」の次に「の安全を確保し、自立を支援することを目的として、当該被害者等」を加え、「より、被害者等の安全を確保し、自立を支援することを目的」を「ついて必要な事項を定めるもの」に改める。

第3条第1項第1号中「6,090円」を「8,000円」に、「3,050円」を「4,000円」に改める。

第6条中「取り消し、」の次に「又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第3条の規定は、施行日以後に申請する支援について適用し、施行日前に申請した支援については、なお従前の例による。